

契約情報

- 1 算注機関 岐阜県立池田高等学校
- 2 工事名 池田高等学校電話設備更新工事
- 3 施工場所 揖斐郡池田町六之井242-1 岐阜県立池田高等学校内
- 4 契約期間 令和3年8月16日～令和3年8月20日
- 5 契約概要 電話設備の更新
- 6 契約金額 ₩1,320,000円
- 7 契約理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから1者随意契約とした
- 8 契約者 (有)社通信 岐阜市下西郷5-77-11

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
により随意契約をすることができる場合

今回の契約が左に該当すること等の説明

- 1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明

経年劣化により電話交換機が作動しなくなつた。業者に修理を依頼したが修理不能のため電話設備の更新をするこことになった。更新を早急にしないと、内線電話は一切使用できず、電話を取り次ぐことが出来ない。学校運営に支障をきたすため、至急電話設備更新工事を行う必要があり、競争入札に付していたのでは時期を失する。

緊急の必要により競争入札に付することができるとき。

- 2 見積を徵した事業者の概要
岐阜市下茜部5-77-11
有限会社 辻通信

有限会社 辻通信は、岐阜県入札参加資格者名簿に登載されている。また、本校の電話設備の保守・点検業者であり、本校の電話機器の状況を熟知している。
また、令和元年には揖斐高校他1校、令和2年度には加茂高校他1校の電話設備更新工事の実績がある。

- 3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明

上記1に同じ

- 4 特定の者を選定した理由

有限会社 辻通信は、本校の電話設備の保守・点検業者であり、本校の電話機器の状況を熟知しているため。

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。